主

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

上告代理人葛西千代治の上告理由について。

地方自治法第八五条第一項によれば公職選挙法中普通地方公共団体の選挙に関す る規定は村長及び村議会議員の解職請求及びその投票に至る一連の行為に関し準用 されるけれども地方自治法施行令第一一六条の二、第一一三条、第一〇九条によれ ば公職選挙法第八九条第一項但書、第二項及び第三項の規定は特に右準用から除外 される。従つて国又は地方公共団体の公務員は在職中普通地方公共団体の長又は議 会の議員の解職請求代表者となることができないものといわなければならない。而 して村農業委員会委員は村の公務員であるから a 村農業委員会委員である D は同村 長及び同村議会議員の解職請求代表者たり得ないことはいうまでもない。よつて右 Dが解職請求代表者の一人として求めた本件 a 村長兼 E 及び同村議会議員 F の解職 請求者署名簿の署名はすべて法令の定める成規の手続によらない署名として地方自 治法第八一条第八○条第七四条の三第一項第一号により無効であると言わなければ ならない。そして、委員在職中の者が請求代表者の一人として名をつらねている以 上、たとえその者が直接署名のしゆう集に従事しなかつたとしても、委員在職中の 者が請求代表者のうちに名をつらねていることが署名のしゆう集に影響を及ぼす可 能性は常に否定し得ないところであるから、在職中の委員を請求代表者となり得な いものとする法意にかんがみれば、かような手続によりしゅう集された署名は、す べて成規の手続によらない署名として無効と解さゞるを得ない。また、請求代表者 の資格証明書を付与する選挙管理委員会が誤つて農業委員会委員在職中の者に右の 証明書を付与したとしても、これにより右委員は請求代表者の資格を取得するもの

ではないから、本件において選挙管理委員会が誤つて証明書を付与した事実は、右 の結論を左右するものではない。

論旨は、右と反対の見解に立つものであつて、すべて採用に値しない。よつて、 民訴四〇一条、九五条、八九条により、全裁判官一致の意見を以て、主文のとおり 判決する。

## 最高裁判所第二小法廷

_	精	Щ	霜	裁判長裁判官
茂		山	栗	裁判官
郎	八	田	藤	裁判官
— 郎	唯	村	谷	裁判官